

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286 FAX：0798-34-2888 URL：http://www.nishi.or.jp/

9月は「障害者雇用支援月間」です

障害者が自らの能力を活かし、障害の有無に関わらず「共に働く」社会を実現するためには、事業主のみならず、一緒に働く方々の理解と協力が不可欠です。

事業主のみなさま、再度ご確認ください！

～ 障害者差別解消法 ～

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成28年4月1日に施行されました。

ポイント
1

雇用の分野での障害者差別を禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

ポイント
2

雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

ポイント
3

相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務となります。
障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。



西宮市観光キャラクター

みやたん

対象となる障害者は、

- 障害者手帳を持っている方に限定されません。
- 身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期間にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象です。

お問合せは、兵庫労働局職業対策課 TEL：078-367-0810
ハローワーク西宮 TEL：0798-75-6711 へ

障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ

「障害者トライアル雇用奨励金」のご案内

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。この制度の利用に当たっては、「障害者トライアル雇用奨励金」を受けることができます。事業主の皆さまは、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用してください。

また、職業紹介事業者から障害者トライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象となります。

奨励金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）※精神障害者を初めて雇用する場合※¹は月額最大8万円

事前に障害者トライアル雇用求人（ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※²）に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月（精神障害者は最大12か月。ただし、奨励金の支給対象期間は最長3か月間）の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

（※1）支給対象者の雇入れの日の前日から過去3年間に、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限り）を常時雇用する労働者として雇用したことがない場合（ただし、過去に、障害者トライアル雇用労働者1人につき月額最大8万円の支給を受けた場合（当該支給の対象となる雇入れの日から3年を経過した場合を除く）を除く）

（※2）障害者トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いについて同意書 を労働局に提出している職業紹介事業者

「障害者トライアル雇用」の対象となる方は？

「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号」に規定する障害者に**該当する方**（障害の原因や種類は問いません）で、**次のいずれかの要件を満たし**、紹介日に障害者トライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労※¹経験のない職業※²に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間※³が6か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者
 - （※1）パート・アルバイトなどを含む。ただし、学校在学中のパート・アルバイトなどは除く
 - （※2）「厚生労働省編職業分類」の小分類の職業の単位
 - （※3）パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと


紹介日時点で、次に該当する方は障害者トライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・継続雇用されている人（重度身体障害者・重度知的障害者や45歳以上の身体障害者・知的障害者、精神障害者は対象となります）
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所で障害者トライアル雇用期間中の人

＜＜ ご注意 ＞＞

- ◆ 求人数を超えた障害者トライアル雇用は実施できません。
- ◆ 障害者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。
- ◆ 障害者トライアル雇用求人（選考中）の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降の障害者トライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、障害者トライアル雇用の選考中の人（5人）に達した場合は、6人目は障害者トライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆ 派遣労働者を募集する求人（「障害者トライアル雇用求人」とすることはできません）

お問合せは、ハローワーク西宮 へ TEL：0798-75-6711



例えば… 「妊娠したから解雇」
「育休取得者はとりあえず降格」
は**違法**です

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」）を行うことは、**違法**です。

- ☑ 法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名の公表を行います。
- ☑ それだけではなく、裁判の結果、解決金や損害賠償金、慰謝料を支払わなければならない可能性があります。

例えば、こんなケース

Case
1

妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇い止めとした
⇒ **違法**

Case
2

育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した
⇒ **違法**



厚生労働省・都道府県労働局

お問合せは、兵庫労働局雇用機会均等室 へ
TEL：078-367-0820

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が変わります！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう法律が改正され、平成29年1月1日から、以下の点が変わります。

育児・介護休業法の改正ポイント

改正のポイント	現行	改正後
①介護休業の分割取得	対象家族 1 人につき、原則 1 回	対象家族 1 人につき、 <u>3 回</u>
②子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化	1 日単位	半日単位
③介護のための所定労働時間の短縮措置等	介護休業と通算して 93 日	介護休業とは別に、 <u>利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用が可能</u>
④介護のための所定外労働の免除の新設	なし	対象家族 1 人につき、 <u>介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設</u>
⑤有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和	（育児休業の場合） 以下の 3 要件とも満たす場合 ① 1 年以上勤務 ② 子が 1 歳になった後も雇用継続の見込みがある ③ 子が 2 歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない	以下の 2 要件に緩和 ① 1 年以上勤務 ② 子が 1 歳 6 か月になるまで（※）の間に雇用契約が更新されないことが明らかでない （※）介護休業の場合は、介護休業を取得する日から 9 か月経過する日まで
⑥育児休業等の対象となる子の範囲の拡大	法律上の親子関係のある実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント

いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設	事業主 による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止	左記に加え、 上司・同僚等からの嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
-------------------------	---	---

お問い合わせは 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 へ
TEL：078-367-0820



兵庫県最低賃金が 819円 に改正されます

兵庫県最低賃金が、平成28年10月1日から時間額819円（改正前は794円）に改正されます。

なお、最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

くわしくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（TEL：078-367-9154）
または、西宮労働基準監督署（TEL：0798-26-3733）へお問合せください。

介護休業を取得予定の方、介護休業給付金を申請予定の事業主の方へ

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の 「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業*からは、67%の支給となります。**

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。
なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

<支給額の比較> 【例】休業開始時賃金日額1万円の方が3か月（1か月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

【これまで】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 40%

平成28年7月31日までに介護休業を開始した場合



【変更後】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 67%

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合



賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業*から、引き上げられます。**

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【例】賃金日額が15,000円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年7月31日までに介護休業を取得した場合

→ 上限額 = 14,210円 * (「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用) = 賃金日額は、**14,210円**

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合

→ 上限額 = 15,620円 * (「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用) = 賃金日額は、**15,000円**

*平成28年7月31日までの賃金日額の上限額であり、平成28年8月1日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

お問合せは、ハローワーク西宮 へ
TEL：0798-75-6711

10月は“年次有給休暇取得促進月間”です！

～ しっかり休める職場づくりに取り組みましょう～

◆ 働き方・休み方を変える第一歩として「プラスワン休暇」を実施しましょう

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のために、労使協調のもと、土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、3日（2日）＋1日以上連続休暇に。

◆ 休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう

《事業場での具体的な取り組みの一例》

- 年次有給休暇を取得しやすい環境整備
- 労使の話し合いの機会をつくる

◆ 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう

《導入のメリット》 事業主・・・労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
従業員・・・ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。
《日数》 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

くわしくは、兵庫県労政福祉課（TEL：078-341-7711）
または、西宮労働基準監督署（TEL：0798-26-3733）へお問合せください。



高年齢者の雇用を希望する事業主の皆さまへ

平成28年度 高年齢者雇用安定助成金のご案内

「高年齢者雇用安定助成金」は、高年齢者が意欲と能力があるかぎり年齢にかかわらずいきいきと働ける社会を構築していくために、2つのコースで事業主の皆さまの活動を支援しています。（平成28年4月1日から制度が改正されています。）

（1）高年齢者活用促進コース

● 高年齢者活用促進の措置

- ①新たな事業分野への進出等
- ②機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
- ③高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し
- ④高年齢者に対する健康管理制度の導入
- ⑤定年の引上げ等

● 助成額

- ①～⑤に係る環境整備計画の実施に要した費用の額の 2/3（中小企業以外 1/2）
- ※ 60歳以上の雇用者1人当たり20万円上限（上限1,000万円）
- ※ ただし、業種に応じて、上限額が60歳以上の雇用者1人当たり30万円となる場合があります。

（2）高年齢者無期雇用転換コース

● 助成内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

● 助成額

対象者1人につき50万円（中小企業以外は1人につき40万円）
ただし、1支給申請年度あたりの上限は10人とします。

くわしくは、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部 へ
TEL：078-325-1792

第65回西宮市勤労者美術展の出展作品を募集

西宮市と西宮労働者福祉協議会は、平成28年度「西宮市勤労者美術展」を11月16日（水）から20日（日）までの5日間、市民ギャラリーにて開催します。

応募資格は、市内に在住または在勤の勤労者（自営・パート可）で、出品は各部門1人1点、自作未発表のものに限ります。賞は、部門ごとに市長賞・市議会議長賞等5賞を各1点、佳作・努力賞を各数点です。部門、作品受付等については次のとおりです。ふるってご応募ください！

【部門・作品規格】

- ・ 洋画：6号以上50号まで（全て額装）
（水彩画・版画は八つ切り以上で180cm×150cm以内）
- ・ 日本画：6号以上50号まで（額装または屏風類）
- ・ 写真：四つ切り以上、組写真は3枚以内（パネル張りまたは額装）
- ・ 書道：縦形240cm×60cm以内、横形86cm×180cm以内、
方形120cm四方以内。（額・軸・巻・帖・屏風等・仮表装程度以上）
- ・ 彫塑・工芸：人力で運搬でき、重量概ね60kg以下、かつ自立するもの
工芸については、陶芸・染織・木竹工・金工・漆芸・七宝等
（ただし、手芸に類するものは除きます。）



西宮市勤労者福祉協議会
みやたん
&
みにやっこ

（注意！） 規格に適合しない作品は、受付・展示できません。また、額装等の場合は、吊れる状態にしてご応募ください。

【作品受付】

11月12日（土）・13日（日）の午前10時～午後4時に、「市民ギャラリー」（川添町15-26）地下1階に直接お持ち込みください。作品の裏側に、作品名・氏名・住所・電話番号を書いた紙をあらかじめ貼っておいてください。書道は、釈文を添付してください。なお、出品料は無料です。

お問合せは、西宮市役所 労政課 雇用労働チーム へ
TEL：0798-35-5286



「ものづくりふれあい体験教室」を開催しました

西宮市では毎年11月に、長く同一の職種に携わり、その優れた技能をもって、社会に貢献された方の功績を称えるため技能功労者表彰を行っています。「ものづくりふれあい体験教室」は過去に表彰を受けた技能功労者の方等を講師に招き、ものづくりの素晴らしさを子どもたちに伝えるため開催しています。

今年は、8月7日（日）に勤労青少年ホームで、西宮菓子工業組合から講師をお招きして、小学1年生以上の子どもたちを対象に、「季節の上生菓子作り」を開催しました。親子で一緒に和菓子を作り、熟練の職人技に触れた充実した一日でした。



女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法／2001年成立）

どんな人でも、自分が被害者であること、ましてや加害者であることには気がつきにくいものです。あなたと彼氏・彼女はどんな関係ですか？

あなたの彼氏・彼女は、こんな態度をしませんか？

- あなたが友だちと電話していると不機嫌になる
- 自分の言うことは絶対だと押しつけてくる
- あなたのことを「役立たず」と言う
- あなたがまるで存在していないように無視をする
- あなたの大事なモノを壊したことがある
- あなたに借りたお金を返さない
- あなたに酷いことを言ったり、暴力をふるった後やさしくするが、また酷いことや暴力を繰り返す
- あなたが携帯電話に出なかったり、メールにすぐ返信しないと怒る

あなたは、こんなことはないですか？

- 彼氏・彼女が怒るのは自分のせいだと感じている
- 彼氏・彼女に「いつどこでだれと会っているか」をいつも報告しなければならない
- 彼氏・彼女はあなたの携帯電話を勝手に見てメールを消したりする
- 彼氏・彼女はあなたのことを「ウザイ」「キモイ」など見下す言い方をする
- 彼氏・彼女のことを本当は怖いと思っている
- 彼氏・彼女の承諾を得ないと何事も決められない
- 気が進んでも彼氏・彼女の言うことは断れない
- 親しい間柄の暴力や暴言は他の人に相談することではないと思っている

※チェック項目はすべて「暴力」です。思い当たることがあれば、相談してください。

内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力をなくす運動の描きおろし漫画



©西原理恵子

西宮市

- ① 西宮市DV相談室：0798-23-6011／月曜～金曜 9:00～17:30
- ② 母子・父子相談／婦人相談：0798-35-3166／月曜～金曜 9:00～17:30

兵庫県

- ③ 警察ストーカー・DV相談電話：078-371-7830／24時間受付
- ④ 女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）：078-732-7700／毎日 9:00～21:00
- ⑤ 外国人県民インフォメーションセンター（生活全般）：078-382-2052／月曜～金曜 9:00～17:00

（ポルトガル語・中国語・英語・スペイン語）

①②⑤は
祝日・
年末年始は
休みです

西宮市男女共同参画センター ウェーブ



女性のための相談室 □電話相談：0798-64-9499／月・木10:00～12:00・13:00～16:00
 □面接相談：要予約／火・水・土10:00～16:30
 □法律相談：要予約／第3金14:00～17:00
 □チャレンジ相談：要予約／第2火10:00～12:00／第3水13:00～16:00

図書・資料コーナー □閲覧：開館時間 □貸出：月～土 10:00～17:15

■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00
 ■受付時間：月～土9:00～17:15（祝日を除く）
 ■阪急西宮北口駅南出口から約100m

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F
 TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496
http://www.nishi.or.jp/navi/ln_000960000.html